

財務省告示第二百八十四号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の三第七項の規定に基づき、同法別表第一の六に掲げる物品について、平成二十四年度の初日から平成二十四年七月三十一日までの輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量を次のように告示する。

平成二十四年八月三十一日

財務大臣 安住 淳

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）別表第一の六に掲げる物品の平成二十四年度の初日から平成二十四年七月三十一日までの輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量は、次の表の上欄に掲げる同法別表第一の六の項の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる数量とする。

関税暫定措置法別 表第一の六の項名	輸 入 数 量
一	〇トン
二	〇トン
三	二〇トン
四	七、四三三トン
五	五一五トン

二	一九	一八	一七	一六	一五	一四の二	一四	一三	一二	一一	一	九	八	七	六
一一〇トン	六九四トン	六、二三九トン	五〇、四七一トン	四、一〇五トン	二五七トン	一九〇、六四一トン	四〇九、五七九トン	一、九四二、六八五トン	二九、三四六トン	四、一九六トン	一、八六二トン	一一、九二一トン	九トン	一三トン	七トン

二九	一七二トン
二八	〇トン
二七	三、七七〇トン
二六	一、三八三トン
二五	〇トン
二四	六トン
二三	一、六二〇トン
二二	四〇三トン
二一	七、四〇二トン